

令和8年2月閉会中 議会運営委員会の概要

日時	令和8年2月12日（木）第1回	開会	午後2時
		休憩	午後2時 3分
	第2回	再開	午後2時 3分
		閉会	午後2時41分

場所 議会運営委員会室

出席委員 横川雅也委員長

逢澤圭一郎副委員長、権守幸男副委員長

渡辺大委員、美田宗亮委員、宇田川幸夫委員、荒木裕介委員、齊藤邦明委員、
新井一徳委員、中屋敷慎一委員、小島信昭委員、町田皇介委員、水村篤弘委員、
戸野部直乃委員、平松大佑委員、伊藤はつみ委員

阿左美健司委員（第2回から出席）

出席者 白土幸仁議長、飯塚俊彦副議長

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史副知事、都丸久企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和8年2月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和8年2月12日(木)第1回)

委員長

1 議会運営委員の選任についてだが、高橋稔裕議員の議員辞職に伴い、1名欠員となっている議会運営委員に、自民から阿左美健司議員を選任されたい旨の申出があった。

については、阿左美健司議員を議会運営委員に選任することでよいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき、本日付けをもって、阿左美健司議員を議会運営委員に選任することで、議長、よろしいか。

< 議長 了承 >

委員長

なお、議会運営委員の選任については、開会日・2月19日(木)の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 2月定例会の付議予定議案についてだが、堀光副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

堀光副知事

委員長のお許しを頂いたので、2月定例会県議会に提案させていただく議案について、説明する。

サイドブックスにある、「埼玉県議会令和8年2月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和8年2月定例会付議予定議案件名総括表」である。

2月定例会県議会に提案を予定している議案は、予算24件、条例28件、専決処分の承認1件、訴えの提起2件、和解1件、損害賠償1件、事件議決9件、基本的な計画の策定等2件の計68件である。

次のページを御覧願う。

議案以外では、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分報告が1件あり、合わせて69件となる。これらの詳細については、この後、企画財政部長から説明するが、私から概要について説明する。

まず、令和8年度当初予算案である。

歳入のうち、県税収入については、雇用・所得環境の改善による個人県民税の増収や堅調な企業業績を背景とする法人二税の増収などが見込まれることから、増収を見込んでいる。また、地方交付税については、地方財政対策等を踏まえ、前年度との比較で増加を見込んでいる。なお、臨時財政対策債は昨年度に引き続きゼロとなっている。

歳出については、退職手当や給与改定の増加により給与費の増加を見込んでいるほか、さいたまスーパーアリーナの大規模改修等の増加による投資的経費の増加、社会保障関連経費の増加、物価上昇の継続による各種経費の増加等を見込んでいる。その結果、最終的に生じた財源不足については、財源調整のための基金の取り崩しを計上するなどして予算を編成したところである。

令和8年度当初予算案の規模は、一般会計では、2兆4,348億6,500万円となり、過去最大の予算規模で、対前年度比9.1%の増となっている。また、特別会計と企業会計を加えた全会計の合計では、3兆9,269億3,809万1千円、対前年度比6.1%の増となっている。

次に、国の「『強い経済』を実現する総合経済対策」に基づく補正予算を活用した補正予算案についてである。この補正予算案については、早期の事業執行が必要なことから、他の案件に先立って御審議いただくよう特段の御配慮をお願いするものである。

条例については、新規条例が3件、一部改正条例が23件、廃止条例が2件である。主なものとしては、新たに、施設の名称や使用料等を定める「埼玉県屋内総合プール条例」、県産木材の利用促進に関し、基本理念や各主体の役割、県の施策等を定める「埼玉県県産木材利用促進条例」、知事部局及び下水道局の定数を増加させる「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」がある。このほか、八潮市道路陥没事故に関連した、営造物の設置管理に係る損害賠償の額を定めるものなどがある。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

企画財政部長

それでは、お許しを頂いたので、議案等の詳細を説明する。

サイドボックスの「埼玉県議会令和8年2月定例会付議予定議案」のファイルを御覧願う。

3ページ、資料1「埼玉県議会令和8年2月定例会付議予定議案件名表」を御覧願う。

まず、「予算」であるが、こちらは後ほど資料2で詳しく説明する。

7ページを御覧願う。「条例」である。

1番は、議会の議決に付すべき契約に係る予定価格の金額を5億円以上から8億円以上に改定するものである。

2番は、児童虐待防止対策の強化、流域下水道管の復旧工事及び抜本的対策の推進等に対処するため、職員定数を改定するものである。

8ページを御覧願う。3番は、公示の方法による聴聞等の通知について、インターネットによる閲覧等を可能とする見直し等を行うものである。

4番は、行政手続等の利便性向上のため、登記事項証明書等の添付書面等を省略できる規定を追加等するものである。

9ページを御覧願う。5番と6番は、住民基本台帳法等の一部改正に伴い、法令に規定された事務と重複する事務について、条例別表から削除するものである。

7番は、人事委員会の報告を踏まえ、小学校就学後の子を養育する職員の休暇制度を新設等するものである。

10ページを御覧願う。8番は、人事委員会の意見に基づき、危険鳥獣の捕獲等の作業に係る警察職員の特殊勤務手当を改正するものである。

9番は、条例等の公布における知事の署名について電子署名を追加等するものである。

11ページを御覧願う。10番は、新たに埼玉県屋内総合プールを設置するため、名称や位置、使用料等を定めるものである。

12ページを御覧願う。11番は、省令の一部改正に伴い、水質試験の手数料の額を改定等するものである。

12番は、政令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の徴収に関し必要な規定を追加するものである。

13ページを御覧願う。13番は、医師の確保が必要な地域又は診療科等に勤務する医師の育成及び確保を一層円滑にするため、奨学金返還免除の要件等を改定するものである。

14番は、従業員が常駐せずに全自動調理機により調理された食品を販売する場合の施設基準を追加するものである。

14ページを御覧願う。15番は、中央家畜保健衛生所を廃止するとともに、熊谷及び川越家畜保健衛生所の管轄区域を変更するものである。

15ページを御覧願う。16番は、本多静六博士奨学資金の奨学生に専修学校の専攻科に在学する者を追加するものである。

17番は、森林環境譲与税制度を踏まえ、埼玉県森林整備担い手基金を廃止するものである。

16ページを御覧願う。18番は、県産木材の利用の促進に関し、基本理念や県の責務及び各主体の役割などを新たに定めるものである。

17ページを御覧願う。19番は、法律の一部改正に伴い、要除却等認定マンションに係る特例許可申請手数料を定める等するものである。

20番は、基金残高の減少等を踏まえ、埼玉県県営住宅基金を廃止するものである。

18ページを御覧願う。21番及び22番は、県の一般職員に準じ、企業局及び下水道局の職員の子育て部分休暇の新設に伴い規定の整備をするものである。

23番は、教員等による児童対象性暴力等を防止する措置を講ずること等に対処するため、教育委員会事務局職員の定数を改定するものである。

19ページを御覧願う。24番は、高等学校等における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するものである。

25番は、一般職員同様、小学校就学後の子を養育する学校職員の休暇制度を新設するものである。

20ページを御覧願う。26番は、公立高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てることを目的に基金を設置するものである。

27番は、県立学校の学校医などの公務災害補償の範囲等について、政令の基準を包括的に適用する方式に変更するものである。

21ページを御覧願う。28番は、警察事務の増大等に伴い、警察官の階級別の定数を改定等するものである。

条例については、以上である。

22ページを御覧願う。「専決処分の承認」である。

衆議院議員総選挙等に要する経費に係る補正予算について、緊急に措置する必要性が生じ、去る1月23日に「令和7年度埼玉県一般会計補正予算(第7号)」を専決処分したことについて、承認を求めるものである。

23ページを御覧願う。「訴えの提起」である。

1番は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者3名に対して、2番は、県営住宅を不法に占有している者1名に対して、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払を求める訴えを提起するものである。

24ページを御覧願う。「和解」である。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により生じた埼玉県の損害について、原子力損害賠償紛争解決センターの和解案に基づき、東京電力ホールディングス株式会社から和解金支払を受けること等で和解しようとするものである。

25ページを御覧願う。「損害賠償」である。

八潮市で発生した道路陥没により、東京電力パワーグリッド株式会社の配電設備等を破損させたことによる損害賠償の額を定めるものである。

26ページを御覧願う。「事件議決」である。

1番は、令和8年度の包括外部監査契約を公認会計士の井上正之氏と締結するものである。

2番は、埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業の特定事業契約の変更契約を締結するものである。

3番は、埼玉県防災学習センターの管理に関し、指定管理者を指定するものである。

27ページを御覧願う。4番は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構第2期中期計画を認可するに当たり、あらかじめ議決を求めるものである。

5番と28ページの6番、7番、29ページの9番については、令和8年度に県が行う各種事業に要する経費のうち、関係市町の負担額を定めるものである。

28ページを御覧願う。8番は、首都高速道路株式会社による埼玉県道高速葛飾川口線等の事業の変更に同意するものである。

30ページを御覧願う。「基本的な計画の策定等」は、「埼玉県文化芸術振興計画」及び「埼玉県農林水産業振興基本計画」を策定するものである。

31ページを御覧願う。「予算(令和7年度2月補正分)」である。詳細は後ほど御説明させていただきます。

議案については、以上である。

32ページは「地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告」である。東日本大震災における国家公務員宿舎の提供に係る損害賠償の額を定めるもので、損害賠償の額が100万円以下のため、専決処分を行ったものである。

続いて、当初予算関係について説明させていただく。サイドボックスにある「令和8年度埼玉県当初予算案の概要」のファイルをお開き願う。

2ページを御覧願う。「Ⅰ 令和8年度当初予算案のポイント」である。

中ほどの「予算規模」、一般会計の総額は、2兆4,348億6,500万円、前年度比9.1%の増となっている。また、全会計の合計では、3兆9,269億3,809万1千円、前年度比6.1%の増となっている。

3ページを御覧願う。こちらは、歳入歳出予算の内訳を款別に円グラフで整理したものである。

次に、4ページから6ページは、「主な歳入」についてである。

まず、「1 県税収入」は、雇用・所得環境の改善による個人県民税の増収や堅調な企業業績に伴う法人二税の増収などが見込まれることから、対前年度258億円、率にして2.9%の増となる9,052億円を計上している。

5ページを御覧願う。「2 地方交付税」は、地方財政対策等を踏まえ、対前年度294億円、率にして10.4%の増となる3,114億円を計上している。なお、臨時財政対策債は昨年度に引き続きゼロである。

「3 県債」及び「県債残高」は、緊急性の高い防災・減災対策などの優先度の高い事業の財源に活用し、県債は対前年度180億円、率にして10.7%の増となる1,868億円を計上しており、令和8年度末の県債残高見込みは3兆4,889億円となっている。

6ページを御覧願う。右側の「5 財源調整のための3基金」及び「財源調整のための3基金残高」は、財源調整のための基金を対前年度397億円の増となる1,475億円を取り崩すことにより、歳入と歳出の均衡を図ったところであり、令和8年度末の基金残高見込みは827億円となっている。

次に、7ページ及び8ページは、「主な歳出」についてである。

8ページを御覧願う。左側の下「公共事業費」は、激甚化・頻発化する自然災害に備えるため、橋りょうの耐震化など緊急性の高い防災・減災対策を前年度に引き続き重点的に計上するとともに、通常事業についても増額し、対前年度22億円増となる過去10年で最大の1,145億円を計上している。

9ページを御覧願う。「主要施策の構成」についてである。令和8年度当初予算は、「歴史的課題への挑戦」、「『日本一暮らしやすい埼玉』5か年計画の総仕上げ」の二つのテーマに関する施策に、限られた財源を重点的に配分した。

10ページを御覧願う。「Ⅱ 主要施策の概要」である。

(1)「持続可能なまちづくりと経済成長の実現」についてである。上段の「『洪沢MIX』におけるイノベーションの創出」では、県内企業と海外企業の協業につなげるため、海外支援機関等と連携したピッチイベントやセミナーの開催など、様々な企業の交流・マッチングを更に支援していく。下段の「サーキュラーエコノミーの推進」では、次のページになるが、リチウムイオン電池の広域回収・再資源化に向け、全市町村に分別回収マニュアルを展開し定着を支援するほか、金融機関と連携した企業へのアウトリーチの強化などを実施していく。

14ページを御覧願う。(2)「こどもまんなか社会の実現」についてである。中段の「こども版彩の国だよりの発行」では、県の施策を県内の全小学生に分かりやすく届けるとともに、アンケート等を活用して、県の施策についてのこどもの意見を聴いていく。

15ページを御覧願う。中段の、「私立学校父母負担軽減補助の拡充」では、私立高等学校において国のいわゆる高校無償化の実施及び年収約500万円未満世帯に対する入学金の補助上限額の引上げにより、当該世帯年収における生徒納付金を実質無償化していく。

16ページを御覧願う。上段の「学校体育館等における空調整備」では、令和12年度までに特別支援学校の体育館を、令和15年度までに全県立学校の体育館及び選択・特別教室への空調整備を順次行うこととし、児童生徒・教職員の安全確保等を図っていく。

17ページを御覧願う。(3)「更なるDXの推進による県民サービスと生産性の向上」についてである。上段の「デジタルで変わる未来の県庁」では、申請業務のデジタル完結や生成AI等を活用した申請・相談のサポートのほか、デジタルを活用した多様な働き方の実現に向けた地方庁舎の整備を行い、県民サービスの向上や業務の効率化を図っていく。下段の「学校DXの推進」では、県立高校等にリアルタイム学習支援アプリを、県立通信制高校にラーニングマネジメントシステムをそれぞれ導入するなど、学習環境の向上と業務の効率化に取り組んでいく。

19ページを御覧願う。(1)「災害対応力の強化と自然災害・次なる感染症への備え」についてである。「埼玉版FEMAによる災害対応力の強化」では、県庁全部局の職員が役割に応じた的確に対応できるよう、危機・災害対応の標準化を図るプロトコル・フォーマットに基づいた研修・訓練を実施するなど、取組をより一層充実していく。

20ページを御覧願う。下段の「八潮市道路陥没事故を踏まえた下水道管路の老朽化対策」では、引き続き道路陥没への対応や全国特別重点調査の結果を踏まえた対策工事を行うほか、下水道管路の複線化に着手し、事故の未然防止対策に万全を期していく。

21ページから51ページについては、5か年計画で掲げた三つの将来像、12の針路ごとに主要な事業を整理しているので、後ほど御覧願う。

続いて、52ページについては、「財政健全化に向けた取組」をまとめたもので、53ページ以降は、一般会計と特別会計、企業会計等について計数整理したものである。資料2については、以上である。

続いて、令和7年度補正予算案を説明する。サイドブックスにある「令和7年度2月補正予算案の概要」のファイルをお開き願う。

この補正予算案の内容は、国の『強い経済』を実現する総合経済対策」に基づく補正予算を活用し、生産性向上や賃上げ環境の整備への支援等を行うものである。

2ページを御覧願う。「1 補正予算額」についてである。

補正予算の規模は、表の太枠の補正額欄のとおり、一般会計で、236億8,570万円、公営企業会計で177億9,165万4千円、合計で414億7,735万4千円となっている。

「2 補正予算の財源内訳」についてだが、今回の一般会計の補正予算に要する財源は、主に国庫支出金や県債といった特定財源を中心に計上している。

3ページを御覧願う。「3 補正予算の内容」について説明する。まず、「(1) 生産性向上や賃上げ環境の整備等への支援」についてである。中小企業等に対して「経営サポーター」による伴走支援やDXツールの導入、省力化に資する設備導入費、新技術等の開発費等を補助していく。また、医療施設等や福祉施設に対して生産性向上に資する設備導入費等の補助など支援するとともに、次のページとなるが、農業経営体等のスマート農業機械の導入等を支援していく。さらに、地域公共交通事業者に対してDXツールを活用した生産性向上等に資する取組や、第4種踏切の安全対策を支援するほか、住宅の窓断熱改修に係る国の補助事業に連動した補助制度を創設し、住宅省エネに取り組む事業者を支援していく。

次に、「(2) 物価高騰の影響を受けにくい経営体質への転換を促す支援」についてである。中小企業等向けに、高効率な空調設備等への更新経費等を補助するとともに、次のページとなるが、施設園芸農家向けには再生可能エネルギーを活用した栽培実証用機器の導入等を補助するものである。

次に、「(3) 防災・減災・国土強靱化の推進」についてである。国庫補助事業の内定増に伴う公共事業の追加のほか、水道用水供給事業会計において、吉見浄水場拡張関連整備に係る継続費の年割額の変更等を計上している。

6 ページを御覧願う。2 番目のオからは、流域下水道事業会計において、八潮市内で発生した下水道管の破損及び道路陥没への対応として雨水管の本復旧工事や、全国特別重点調査の結果を踏まえた対策等を行うものである。

次に、「(4) その他」として、加工用米等を使用する中小企業等に対する支援や、次のページとなるが、国の「医療・介護等支援パッケージ」を踏まえた分娩取扱施設等に対する支援などに係る経費を計上している。併せて、今年度内の完了が見込めない事業について、繰越明許費の設定をお願いするものである。

次のページ、資料 4 は補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、公営企業会計の補正予算案についてまとめたものである。

なお、この補正予算案については、先ほど副知事からも説明したとおり、早期の事業執行が必要なことから、他の案件に先立って御審議いただくよう特段の御配慮をお願いする。

以上が、2 月定例会に提案を予定している、議案等の概要である。何とぞ、よろしくお願いする。

委員長

3 請願の受付状況についてだが、議事課長から説明願う。

議事課長

本日午後 2 時現在、請願の受付はない。

なお、2 月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日の午後 5 時までとなっている。

委員長

4 2 月定例会の会期予定等についての(1) 代表質問の A 質問者数、質問日数及び質問順位についてである。

まず、質問者数についてだが、令和 6 年 2 月定例会の本委員会において、今任期中は、議案を提出できる会派、議員定数の 1/2 分の 1、8 名以上の会派の代表者が代表質問を行うことと決定されているので、自民、民主フォーラム、公明の各 1 名とすることでよい。

< 了 承 >

委員長

次に、質問日数についてだが、2 日間とすることでよい。

< 了 承 >

委員長

次に、質問順位についてだが、資料 1 を御覧願う。

< 確 認 >

委員長

代表質問初日に、自民、民主フォーラムの順に、代表質問 2 日目に、公明が行うことでよい
か。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 質問時間についてだが、45 分とすることによりか。

< 了 承 >

委員長

次に、ウ 答弁者についてだが、先例どおり、原則として知事、副知事、会計管理者、公営
企業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長及び行政委員会の長とすることによりか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)一般質問についてのア 質問者数及び質問日数についてだが、1 日 3 人で 3 日間、
計 9 人ということによりか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 会派別日別質問者の割り振りについてだが、同じく資料 1 を御覧願う。
委員長案を申し上げてよい。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は、自民 5 名、民主フォーラム 2 名、公明 1 名、県民
1 名ということで、いかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民 1 名、民主フォーラム 1 名、公明 1 名、2 日目、自民 2 名、県民 1 名、3 日目、
自民 2 名、民主フォーラム 1 名ということで、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、ただ今決定した質問順位を事務局から配布するので、御確認願う。

< 事務局職員が資料を配布 >
< 確 認 >

委員長

配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 質問者氏名、一般質問の質問形式及び質問日の報告期限についてだが、開会日前日の2月18日(水)の正午までとするので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 予算説明会についてだが、資料2のとおり実施することによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、会場での開催と同時に、オンラインによる配信も行う。オンラインでの視聴方法については、後ほど各議員にお送りする通知により、御確認願う。各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知を願う。また、この説明会の開催については、本日付けで各議員に通知するので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、代表質問を含め一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午まで、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午までとなる。

したがって、代表質問初日の2月26日(木)に係るものについては2月24日(火)の正午まで、また、一般質問初日の3月2日(月)に係るものについては、一括質問・一括答弁式の場合は2月26日(木)の正午まで、一問一答式の場合は2月25日(水)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

5 議席の枠の変更についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠を変更する必要が生じている。ついては、資料3のとおり、自民、県民及び無所属の枠を変更することによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、無所属の山田裕子議員の議席は3番、高木功介議員の議席は4番とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

ただ今の枠の変更を受けて、自民及び県民から議席の報告があったので、これらを踏まえた議席変更一覧表を、事務局から配布願う。

< 事務局職員が議席変更一覧表を配布 >

委員長

議席変更一覧表を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

ただ今御確認いただいたとおり、本日付けをもって議席の変更を行うことで、議長、よろしいか。

< 議長 了承 >

委員長

なお、議席の氏名柱及び登退庁ランプの調整については、開会日までの間に行うことで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

6 常任委員の所属変更についてだが、34番金子裕太議員及び52番木下博信議員から、常任委員会について、資料4のとおり所属変更したい旨の申出があった。ついては、資料4のとおり、所属変更することによいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第2項の規定に基づき、本日付けをもって所属変更を行うことで、議長、よろしいか。

< 議長 了承 >

委員長

7 特別委員の所属変更についてだが、52番木下博信議員から、人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会から少子・高齢福祉社会対策特別委員会へ所属変更したい旨の申出があった。ついては、木下博信議員を人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会から少子・高齢福祉社会対策特別委員会へ所属変更することによいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第2項の規定に基づき、本日付けをもって所属変更を行うことで、議長、よろしいか。

< 議長 了承 >

委員長

なお、常任及び特別委員の所属変更については、開会日・2月19日（木）の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

8 八潮市道路陥没事故調査等特別委員会及び予算特別委員会の会派別委員配分の変更についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき、改めて配分を計算したところ、資料5のとおりとなった。この配分（案）に基づき、会派別委員配分を変更することによいか。

< 了 承 >

委員長

9 八潮市道路陥没事故調査等特別委員の辞任及び選任についてだが、八潮市道路陥没事故調査等特別委員会の藤井健志委員から議長宛てに同委員の辞任願が提出された。ついては、藤井健志委員の辞任を許可することによいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、埼玉県議会委員会規程第4条第1項の規定に基づき、本日付けをもって藤井健志委員の八潮市道路陥没事故調査等特別委員の辞任を許可することで、議長、よろしいか。

< 議長 了承 >

委員長

ただ今の辞任に伴い、1名欠員となった同委員に、公明から蒲生徳明議員を選任されたい旨の申出があった。ついては、蒲生徳明議員を選任することによいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき、本日付けをもって蒲生徳明議員を八潮市道路陥没事故調査等特別委員に選任することで、議長、よろしいか。

< 議長 了承 >

委員長

なお、八潮市道路陥没事故調査等特別委員の辞任及び選任については、開会日・2月19日(木)の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

10 予算特別委員の選任についてだが、高橋稔裕委員及び岡田静佳委員の議員辞職に伴い、2名欠員となっている同委員に、自民から宮崎吾一議員、公明から安藤友貴議員を選任されたい旨の申出があった。ついては、宮崎吾一議員及び安藤友貴議員を選任することによいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき、本日付けをもって、宮崎吾一議員及び安藤友貴議員を予算特別委員に選任することで、議長、よろしいか。

< 議長 了承 >

委員長

なお、予算特別委員の選任については、開会日・2月19日（木）の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

11 図書室委員の任命についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、1名欠員となっている同委員に、公明から、権守幸男議員を同委員に推薦したい旨の申出があった。については、権守幸男議員を図書室委員に任命することで、議長、よろしいか。

< 議長 了承 >

委員長

それでは、開会日・2月19日（木）の本会議において、権守幸男議員を図書室委員に任命するので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

12 令和8年度の特別委員会（予算及び決算を除く。）についてだが、今年度の特別委員会の名称、委員定数及び付託事件について記載した資料6を配布した。このことについて、各会派で御検討いただき、今後の本委員会で御協議いただきたいので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

13 テレビ広報番組についてだが、資料7及び資料8に基づき、政策調査課長から説明願う。

政策調査課長

資料7「本会議等のテレビ中継予定（案）」を御覧願う。

これまでと同様、2月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、資料のとおり、テレビ中継をしたいと考えている。開会日及び閉会日前日の委員長報告は生中継で、代表質問1日目、一般質問については1日分を1時間、代表質問2日目については1日分を30分、予算特別委員会の総括質疑については、1日分を2時間に編集の上、録画放送で行いたい。なお、予算特別委員会については会派別質疑時間に応じて、会派別の放送時間を割り振らせていただきたい。編集に当たって、質問をされた議員の方々に、放送する質問項目をお選びいただく。代表質問、一般質問及び予算特別委員会総括質疑の様子は、御覧の表のとおり放送したいと考えている。

続いて、資料8「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

定例会開会日の議会運営委員会、本定例会中の本会議、さらに予算特別委員会の審議風景等をテレビカメラにより収録させていただき、「2月定例会ダイジェスト」として、4月5日（日）と12日（日）に分けて放送したいと考えている。どうぞ、よろしくお願いする。

委員長

14 「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく令和8年度の策定等予定計画一覧表についてだが、資料9のとおり、知事から議長宛てに提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

15 執行機関の附属機関等委員についてだが、去る1月19日（月）付けで、高橋稔裕議員が議員を辞職したことに伴い、埼玉県青少年健全育成審議会、埼玉県同和対策協議会、埼玉県社会教育委員、人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会及び埼玉県人権教育推進協議会の委員に欠員が生じている。

まず、埼玉県青少年健全育成審議会については、後任を推薦する会派に変更がないことから、自民に後任の委員の氏名報告を依頼したところ、阿左美健司議員との報告があり、同議員を推薦するので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

次に、埼玉県同和対策協議会、埼玉県社会教育委員、人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会及び埼玉県人権教育推進協議会については、文教委員長の充て職で推薦しているので、事務局において処理を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

16 議会開会中における県内高等学校卒業式への議員の出席についてだが、この件については、先例により、地元議員は休日休会を除き、出席しないことになっているので、その旨、周知をお願いする。

< 了 承 >

委員長

17 その他に入る前に申し上げる。先ほどの執行部の説明の中で、急施を要する旨の要請があった、「令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）」の取扱い等については、今後の本委員会において御協議いただきたいので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、2月定例会開会日・2月19日（木）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >